

新型コロナウイルス感染症対策本部（第24回）

議事概要

1 日時

令和2年3月28日（土）19時9分～19時30分

2 場所

官邸4階大会議室

3 出席者

内閣総理大臣 安倍 晋三

副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣 麻生 太郎

総務大臣，内閣府特命担当大臣 高市 早苗

法務大臣 森 まさこ

外務大臣 茂木 敏充

文部科学大臣 萩生田 光一

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣，内閣府特命担当大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣，内閣府特命担当大臣 小泉 進次郎

防衛大臣 河野 太郎

内閣官房長官 菅 義偉

復興大臣 田中 和徳

国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣 武田 良太

内閣府特命担当大臣 衛藤 晟一

内閣府特命担当大臣 竹本 直一

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

内閣府特命担当大臣 北村 誠吾

東京オリンピック・パラリンピック担当大臣、内閣府特命担当大臣 橋本 聖子

基本的対処方針等諮問委員会会長 尾身 茂

内閣官房副長官 西村 明宏

内閣官房副長官 岡田 直樹

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣法制局長官 近藤 正春

内閣総理大臣補佐官 木原 稔

内閣総理大臣補佐官 和泉 洋人

内閣総理大臣補佐官 長谷川 榮一

内閣危機管理監 沖田 芳樹

国家安全保障局長 北村 滋
内閣官房副長官補 古谷 一之
内閣官房副長官補 林 肇
内閣官房副長官補 前田 哲
内閣情報官 瀧澤 裕昭

4 議事概要

【厚生労働大臣】

まず、3月27日18時時点で感染者数は1,499名、前日に比べて112名の増加となっています。亡くなった方は49名です。東京はここ3日間感染者が40名を超えており、今日は60名という報道が出ておりますが、そうした状況にあります。また、リンクの分からない弧発例も、ここ数日間、新規報告件数の50%前後を占めています。さらに、海外において感染し国内に移入したと疑われる感染者がここ数日20名前後確認されており、これらの者が国内で確認された感染者のうちに占める割合も、3月19日以降、3割前後で推移しています。

【西村国務大臣】

昨日、基本的対処方針等諮問委員会において専門家の方々に議論をいただいた上で、新型コロナウイルス感染症対策を実施するに当たって準拠となるべき統一的指針となる「基本的対処方針」をとりまとめました。これは、現状、クラスターの感染源が分からない感染者の増加が生じている地域が散発的に発生しており、今後、感染源が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国的に拡大すれば、爆発的な感染拡大につながりかねないとの基本的対処方針等諮問委員会の専門家の強い危機感の下にとりまとめたものです。

全体の構成としては、2ページで「状況」に関する事実に触れた後、4ページで「全般的な方針」について、5ページから「対策の実施に関する重要事項」をまとめています。まず、「全般的な方針」としては、情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制すること、サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、高齢者等を守り、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くすこと、的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめること、等を掲げています。その上で、「重要事項」として、情報提供・共有、サーベイランス・情報収集、まん延防止、ここでイベントの自粛について触れています。そして、医療、経済・雇用対策について記載しています。そして、12ページ以降、人権、物資の供給等を記載しています。

国民の生命と健康を守るため、国や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていく必要が

あります。基本的対処方針に沿って、直ちに必要な対策を講じていくよう、関係閣僚の一層のご協力をお願いしたいと思います。

【尾身会長】

昨日の諮問委員会では、政府一丸となって取り組むべき基本的対処方針について議論をしました。諮問委員会では、専門家だけではなく、地方団体や経済団体も参加した上で、政府から諮問された基本的対処方針案については、総意として概ね妥当であるとの結論となりました。

そうした中、基本的対処方針の実施にあたっては、特に次の5点が重要であると指摘されました。特に欧米などからの輸入症例が増加していること、東京を中心にリンクの追えない症例が多くを占めてきていること、いわゆる「3つの密」など求められる行動変容がなかなか実施されていないという状況が見られていること、感染防護具の供給及び医療提供体制の準備を早急に進めていく必要があること、現場の保健所職員などがクラスター対策に疲弊する中で、支援がなければ、これまで何とか踏みとどまってきた体制が崩れてしまうこと、の5点であります。

政府においては、「基本的対処方針」に基づく感染拡大を抑えるための取組を、一層強化していただきたいと考えております。また、政府だけではなく、民間事業者や国民の皆様にも、この方針を踏まえ、共に、協力して頂きたいと考えています。

以上を、基本的対処方針等諮問委員会の会長として申し上げさせていただきました。

【内閣官房長官】

それでは、基本的対処方針について、対策本部として決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なしとの声]

【厚生労働大臣】

ただ今決定されました、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に従い、厚生労働省としては、迅速な情報提供、保健所の体制強化等による感染拡大防止策、地域の医療機関の役割分担、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制の確保など、流行のピーク時を見据えた入院医療の提供体制の整備、感染拡大の状況に応じ、入院治療が必要ない軽症者等の自宅療養、帰国者・接触者外来の増設、一般医療機関での外来診療への移行、など、地域ごとの柔軟な医療提供体制の確保、マスク、個人防護具、人工呼吸器等の必要な物資の確保、治療薬等に関する臨床研究・治験の加速化、検疫の強化等に取り組んでまいります。

【外務大臣】

外務省は、3月26日、これまでの対策室を、私（外務大臣）を本部長とする緊急対策本部に格上げしました。只今決定された基本的対処方針を踏まえ、情報収集を行いつつ、在外邦人や海外渡航者に対する適時適切な情報発信、より明確な注意喚起を含

む安全確保と必要な支援に万全を期してまいります。また、関係省庁とも連携しつつ、一層厳格な水際対策を躊躇なく断行してまいります。

最後に、今回得られた我が国の知見を積極的に国際社会とも共有し、今後の感染症対策に貢献していきたいと思っております。

【防衛大臣】

今朝、朝5時に、自衛隊に対して水際対策強化に関する災害派遣の実施を命じました。現在、83名が活動中で、具体的には、医官等6名が空港で検疫支援を行っています。30名が検査結果を待つ帰国者などをバスにより宿泊施設へ輸送すると同時に、32名の隊員が宿泊施設での生活支援を実施します。さらに、羽田・成田に15名の要員を置いて活動調整を実施しています。この他、東京都庁、北海道庁に連絡員を出し、それ以外の都道府県も対策本部と緊密に連絡を取っているところです。

ダイヤモンドプリンセス号での活動において有効性が確認された防護基準を活用して、隊員の感染を防止しながら、万全を期してまいります。

【文部科学大臣】

文部科学省においては、3月20日の政府対策本部における総理からの指示を踏まえ、同月24日に「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」を策定したところです。今後は、本日決定された基本的対処方針を踏まえ、今後の感染拡大の状況や専門家会議の見解により必要がある場合には、24日のガイドラインに関し、厚生労働省の協力を得つつ、学校における感染防止や感染者が出た場合の対応等に関し、追加的な指針を策定することといたします。

文部科学省といたしましては、引き続き、学校における感染拡大の防止に取り組んでまいります。

【経済産業大臣】

今回の基本的対処方針を踏まえ、産業界に対しては、引き続き、時差通勤やテレワークの推進、大規模なイベントの自粛など、接触機会を減らし、感染拡大を防止するための対応の徹底を強力に要請してまいります。また、マスクや消毒液、トイレトーパーなど、国民生活に必要な物資については必要なものを安心して入手できるようにするため、厚生労働省、農林水産省とともに、国内での増産の支援や円滑な供給の確保に努めます。とりわけ、東京など大都市における外出制限に伴い、住民の不安が増している現状を踏まえ、市中のスーパーの状況等について注視し、必要な対策を迅速に講じます。

世界中の経済活動が長期にわたり停滞する未曾有の事態となっている現状において、国内産業の事業継続と雇用維持は最重要の課題です。とりわけ、地域の中小・小規模事業者がこうした困難を乗り越えるために新しい給付金制度を用意するなど、前例のない支援を実施してまいります。

【総務大臣】

本日の基本的対処方針を踏まえ、総務省対処方針を早急に策定するよう、既に事務方に指示しております。テレワークなどの積極活用については、既に総務省関係団体、地方公共団体に要請しており、この取組の推進を図ってまいります。

N T T、日本郵便などの指定公共機関には、国民生活・経済への影響が最小となるよう、事業継続について必要な対応を要請いたします。

また、厚生労働省と経済産業省と協力して、政府が一括して購入したマスクについては、都道府県などを通じて、必要な医療機関などへの優先配布を引き続き行ってまいります。

なお、市町村の備蓄マスクについては、3月10日に私から全国市長会、全国町村会に協力を依頼して、既に1,500万枚あまりを医療機関、高齢者施設、保育園、障がい者施設に優先的に提供していただきました。最終的には2,500万枚以上を活用いただける見込みとなっています。

【農林水産大臣】

一部のスーパーマーケットで食品の欠品が生じています。このため、農林水産省から、各メーカーに要請し、日曜日の配送や、在庫と増産による通常以上の供給体制を確保しています。また、国産農林水産物の需要減少や労働力不足など様々な影響や生産現場の不安を払拭できるよう、需要を喚起し、生産基盤を守る思い切った施策を検討していきます。

【橋本内閣府特命担当大臣】

基本的対処方針に「各種対策を実施する場合には、女性や障害者に与える影響を充分配慮して実施するものとする」と記載されているとおり、閣僚の皆様におかれては、各種対策の実施に当たって、負担が女性に偏って生じたり、女性が更に困難な状況に置かれたりすることのないよう、施策が女性に与える影響を十分に配慮して実施いただきますようお願いいたします。

【内閣総理大臣】

今般、新型コロナウイルスによる経済への影響に対応するため、補正予算を新たに編成すると、この後指示することといたしますが、新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入が減少し、生活が困っている世帯に対し、生計維持のために必要な資金を迅速に交付する新しい給付金制度を創設することを考えています。

本給付金については、厚生労働省が中心になって感染拡大や重症化の防止に最優先で取り組んでいることに鑑み、市町村と連携を密にして円滑に事務を進める必要があるため、総務大臣において内容の具体化をお願いします。

【内閣総理大臣】

本日、新型コロナ特措法に規定する「基本的対処方針」を決定しました。これは、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、国や地方公共団体、医療関係者、事業者、そして国民の皆様が一丸となって、対策を更に進めていくため、準拠すべき統一的な指針となるものです。

全般的な方針として、情報の提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び感染者との接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制すること、サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、高齢者等を守り、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くすこと、的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめることを掲げつつ、それぞれの事項について、専門的な知見を十分に踏まえつつ、実効性のある方策が取りまとめられています。

現在、国内では新規の感染者数が都市部を中心に増加し、感染経路が不明な感染者数も増加しています。また、世界的にも感染者数と死亡者数の急激な増加が見られているところです。今がまさに国内の急速な感染拡大を回避するために極めて重要な時期であり、各位にあっては、本対処方針を着実かつ迅速に実行し、政府一丸となって対応に全力を挙げていくようお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大により、世界全体で経済活動が縮小しており、我が国経済にも甚大な影響を及ぼしています。集中ヒアリングでは、大変厳しい状況にある皆様からの切実な声が寄せられました。今は、感染拡大の防止、重症化の防止が最優先ですが、その後は、日本経済を再び確かな成長軌道へと回復させていく。甚大な影響のマグニチュードに見合うだけの強大な経済政策を打っていかねばなりません。26兆円の「総合経済対策」等に加えて、新たに補正予算を編成し、前例にとられることなく思い切った措置を、財政・金融・税制を総動員して講じることとします。

対策の柱は、第1に、「感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発」です。足元の感染拡大への対応として、感染の連鎖を断ち切るためのクラスター対策を抜本的に強化するなど感染拡大防止策をさらに充実するとともに、感染者の急増に備え、重症者への医療に重点を置く医療提供体制の整備を早急に進めます。また、治療薬・ワクチン等の研究開発も、最優先の課題として位置づけ、その開発を一気に加速します。

第2に、「雇用の維持と事業の継続」です。フリーランスを含め、様々な形態で働く方々の雇用や生活を維持するとともに、中小・小規模事業者や個人事業主の方々が継続して事業に取り組めるよう、民間金融機関でも無利子の制度融資を受けることができる制度を整えるとともに、特に厳しい状況にある、中小・小規模事業者等に対して、事業を持続するための新たな給付金制度を創設します。あわせて、新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対し、生活維持のために必要な資金を迅速に交付する新しい給付金制度を創設します。

第3に、「次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復」です。今回の感染症の流行収束を見据え、甚大な影響を受けている観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業を対象として、日本国内における人の流れと街のにぎわいを作り出し、地域を再活性化するため、官民一体型のキャンペーンとして大規模な支援策を展開します。その際、東京2020オリンピック・パラリンピック大会の延期を踏まえ、この支援策を一層強化するとともに、雇用対策や資金繰り対策に更に万全を期してまいります。

第4に、「強靱な経済構造の構築」です。生産拠点の国内回帰支援等のサプライチェーン対策や海外展開企業の事業の円滑化、テレワーク・遠隔教育などICT等の活用による経済の強靱化・効率化を強力に進め、感染症に対して強靱な経済構造を構築します。その際、公共投資の早期執行により景気の下支えに万全を期すこととします。

第5に、「今後への備え」です。新型コロナウイルス感染症対策に関する予備費を創設し、感染の状況や経済動向を踏まえ、必要な対策を躊躇なく講じていくための十二分の備えを整えます。

この5本柱からなる緊急経済対策について、今後10日程度のうちに取りまとめ、その後、速やかに補正予算を国会に提出したいと思っております。このため、経済財政政策担当大臣を中心に取りまとめに向けた準備を進めていただくようお願いします。また、財政措置を伴うものについては、財務大臣と十分に内容を協議願います。繰り返しますが、この国難とも言うべき事態を乗り越えるため、政府一丸となって、引き続き、各種対応に全力を挙げていくようお願いします。

以上